

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号

並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

株式会社構造計画研究所ホールディングス

株式会社構造計画研究所

2024 年 8 月 16 日

2024年8月16日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都中野区本町四丁目 38 番 13 号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所ホールディングス
代表執行役 服部正太

東京都中野区本町四丁目 38 番 13 号
日本ホルスタイン会館内
株式会社構造計画研究所
代表取締役社長 湯口達夫

株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社構造計画研究所（以下「吸収分割会社」といいます。）は、2024年7月1日付吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2024年8月15日を効力発生日として、吸収分割会社の資産、債務、契約その他の権利義務（以下、併せて「本資産等」といいます。）の一部を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
2024年8月15日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - （1）反対株主の差止請求（会社法第 784 条の 2 の規定による請求）に係る手続について
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。
 - （2）反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条の規定による手続）について
吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

- (3) 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条の規定による手続）について
吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続（会社法第 789 条の規定による手続）について
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 11 日付の官報及び電子公告において吸収分割公告の掲載を行いました
が、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）
- (1) 反対株主の差止請求（会社法第 796 条の 2 規定による請求）に係る手続について
吸収分割承継会社において、本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条の規定による手続）について
吸収分割承継会社において、本吸収分割は会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - (3) 債権者異議手続（会社法第 799 条の規定による手続）について
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 7 月 11 日付で官報及び電子公告において吸収分割公告の掲載を行いました
ましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 8 月 15 日をもって、本資産等のうち、本吸収分割契約書において規定するものを承継いたしました。
5. 変更登記日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2024 年 8 月 16 日（予定）
6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
該当事項はありません。

以上